



富士見小学校

新校舎に生まれ変わりました

～新しい学び舎を紹介します～

⇒教育委員会総務課(☎775-9469・FAX776-2250)



バリアフリー化やエコ対策など多くの工夫を取り入れた新校舎は、災害時の避難場所としての機能も備えたこれからの学校施設の在り方を象徴した建物になっています。

地域に開かれた学校

特別教室を開放しています

⇒生涯学習課(☎775-9490・FAX776-2250)

市民の皆さんの生涯学習を振興するため、学校教育に支障がない範囲で特別教室の一部(生活科教室、大会議室、集会室、第1音楽室)を開放しています。

※利用には利用団体登録が必要です。詳しくは生涯学習課へ問い合わせてください。

▶開放時間 平日/午後6時30分～10時 土・日曜日、祝日、学校の休業日/午前9時～午後10時

●7月からこれらの特別教室を利用して、生涯学習を楽しんで学べる市民講座を開講しています。

※詳しくは26・27ページをご覧ください。

【生活科教室】
生け花、絵画、
工作など水を使う
学習ができる



【大会議室】
講演会、シン
ポジウムなど大
人数で学習でき
る



【集会室】
各種教室、集
会の他、和室が
必要な学習が
できる



【第1音楽室】
楽器演奏、合唱、ダンス
など音の出る学習ができる





広い空間は多学年が一緒に給食を楽しめるランチルームとしても活用

多目的室



オープン型教室

教室と廊下の間を仕切らないオープンスペース。多様な学習形態が可能

断熱や温室効果ガスの削減を目的に、図書・メディアセンターの屋上を緑化

屋上緑化



多目的階段教室

発表・集会・研修の場として利用できる教室。視聴覚設備がある



アニメーション入門講座

⇒子どもの読書活動支援センター(☎・FAX773-3711)

本を読まない子どもを本好きにするために、読書に係るボランティア活動を行っている人、これから地域のボランティアの指導者・助言者として活躍する意欲のある人を対象に講座を開催します。

▶とき 8月6日(月)・8日(水)午後1～4時(全2回)

▶ところ 市子どもの読書活動支援センター(富士見小学校図書館内)

▶内容 遊び、ゲームを通して、子どもたちに読書の楽しさを知ってもらい、読む力を引き出す方法(アニメーション)を学ぶ

▶対象 2日間参加できる人で、学校や図書館などで子どもの読書活動に関する指導やボランティア活動を行っている人、またはこれからボランティアとして関わっていききたいという意欲のある人

▶定員 60人(応募者多数の場合は抽選。結果は全員に通知)

▶参加費 無料

▶申し込み 往復はがきに①住所②氏名③電話番号④読書活動に関する活動歴(活動している人)を記入して、7月20日(金)までに上尾市子どもの読書活動支援センター(〒362-0075柏座4-3-8富士見小学校内)へ

上尾の子どもを本好きにしよう

子どもの読書活動支援センターを設置

⇒子どもの読書活動支援センター(☎・FAX773-3711)

富士見小学校の中央に位置する図書室は、大きな吹き抜けのある開放的な造りになっています。子どもたちが読書の楽しみを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭や学校への支援、幼児・児童への読書普及活動を行うボランティアの支援などを行うため、図書室内に子どもの読書活動支援センターを開所します。

▶開所時間 月～金曜日午前10時～午後4時30分
※学校行事がある日を除きます。





あなたの街を 住み良くしたいと 日頃感じて いませんか？

⇒まちづくり計画課
☎775-7629
☎775-9872



これからの上尾の街づくりで
主役になるのは
市民の皆さん一人一人です

街づくり推進会議委員を募集します

市では、市民、事業者、市の三者協働による街づくりを推進することを目標に、街づくりについての市長への提案や、調査審議をするための機関として「上尾市街づくり推進会議」を設置しています。この会議は、有識者、公募で選考された市民、市職員などで構成されるもので、今回は公募委員を募集します。

▼任期 委嘱の日(10月(予定))から2年間

▼対象 応募日現在、次の①～④の全てに当てはまる人

①市民、事業者、市の三者協働による街づくりに理解と関心がある人

②市内に住所を有する20歳以上の人

③国、地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人(退職者は可)

④平日に開催される会議に出席できる人(会議は年3回程度を予定)

▼募集人数 3人以内

▼報酬 会議の出席ごとに別に定める委員報酬を支払う

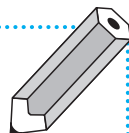
▼申し込み 指定の応募用紙(まちづくり計画課(市役所5階))にある。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、小論文(800字以内・題目「地域コミュニティ」の活性化に必要なこと)を添えて、7月31日(火)まで(必着)に郵送またはメールでまちづくり計画課(〒362-1850 本町3-1-1: ts351000@city.ago.jip)へ

※応募用紙と小論文は返却しません。

▼選考方法 応募用紙と小論文を基に、選考委員会(街づくり推進会議会長(有識者)と市職員で構成)で書類選考

※結果は9月5日(水)までに応募者全員に通知します。

上尾市街づくり推進条例の活用状況



●「上尾市街づくり推進条例」とは

「上尾市街づくり推進条例(以下、街づくり推進条例)」は従来の行政主導の街づくりから、住民主体の街づくりへと時代が変化する中で、住民の皆さんが街づくりの主役になる制度として平成16年に策定されました。現在市では街づくり推進条例に基づき、街づくり推進会議の開催、街づくり協議会の設立・開催などさまざまな活動を行っています。

街づくり推進会議では地元住民が組織した街づくり協議会の認定や、その協議会が策定した街づくりの計画に対して審議を行い、独自の街づくりの手法を検討し市長へと提言をする場です。

●街づくり協議会とは

街づくり協議会(以下、協議会)は地元の住民の皆さんが中心になって組織する、街づくりの勉強などを行う場です。市は地元の協議会に対し、補助金の交付や街づくり専門家の派遣を行っています。市の職員が毎回出席し、皆さんと地域の街づ

くりや将来像を一緒に考えます。専門的・技術的な情報提供や助言をすることにより、地区の合意形成をお手伝いします。

協議会は、昨今盛んに叫ばれている地域コミュニティの希薄化を解消するための一つの手段になり得る可能性も秘めています。昨年の東日本大震災の時は、地域の人たちの結束が固い場所ほど復旧が早かったという話もあります。

●住民主体の街づくりの推進状況

現在市内で協議会を立ち上げ、活動をしている地区が3地区あり、地区計画の策定などを目標に活動を行っています。今まで19カ所で地区計画を策定しましたが、昨年度新しくフラワーフィル西上尾地区が策定され、記念すべき20カ所目になりました。

まちづくり計画課ではこれからも引き続き活動を行い、市民の皆さんにとって住みやすい街づくりを行っていきます。

※これらの街づくりの情報は市ホームページや『広報あげお』を通して発信しています。





市長 キラリ通心



空を見上げて

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。本格的な夏の到来を間近に控え、蒸し暑くなってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。

「最近、ゆっくりと空を見上げましたか？」この質問に、多くの人が「はい」と答えるのではないのでしょうか。

太陽が月に隠れてリング状に輝く「金環日食」(5月21日)、虹を逆さまにしたような、氷の粒で太陽光が屈折することで現れる珍しい現象「環水平アーク」(5月26日)、満月の一部が地球の影に入る「部分月食」(6月4日)、そして金星が太陽の手前を通過する「金星の太陽面通過」(6月6日)と、立て続けに天体(空)ショーが日本の空を彩りました。雲に隠れて見えなかったものもありますが、特に金環日食は大きな話題となり、ピークを迎えた午前7時30分ごろには、家の庭やベランダ、歩道などに日食観察グラスを掛けて空を見上げる人があふれました。とあ

る新聞社の調査によると、金環日食を見た人は日本の人口の57%、人数にすると約7,300万人にのぼり、これだけ多くの人がほぼ同じ時刻に空を見上げたこととなります。

空は、やさしく温かい光をはじめ、自然を育む恵みの雨、まちを美しい白に染める雪、時には激しいひょうを降らせます。私たちは空と共に暮らし、その恩恵を受けながら生活していますが、なかなかゆっくりと空を見上げる機会はありません。今回の天体(空)ショーは、仕事や日々の生活に追われて空を見上げることの少ない私たちへのメッセージなのかもしれません。

空といえばもうすぐ七夕ですが、七夕もやはり空を舞台にした特別な日であり、夜空を見上げる人が多いでしょう。そして、七夕が終わると首の休まる暇もなく、上尾が誇る天空ショー「あげお花火大会」が、8月4日(土)に多くの協賛者とボランティアの皆さんのご協力により開催されます。金環日食に負けない美しい光の“輪”が上尾の空を彩りますので、ぜひ皆さんでご覧ください。

国立天文台暦計算室によると、次の金環日食は18年後の平成30年6月1日、北海道で観測できるそうです。金環日食が再び日本の空を彩るとき、皆さんは誰とどこで空を見上げているのでしょうか。

※フォトニュース(13ページ)をご覧ください。

市産業振興ビジョン策定委員会 市民委員を募集します

商工課 ☎777-4441
☎775-5024

市の産業振興の指針になる「上尾市産業振興ビジョン」を策定するため、上尾市産業振興ビジョン策定委員会を発足するにあたり、市民委員を募集します。この委員会は、学識経験者、市内事業者、市内産業団体、公募市民、行政から構成されます。

- ▼募集人数 2人以内
- ▼任期 9月～平成26年3月(期間中6回程度(平日の昼間)の会議を予定)
- ▼対象 産業振興に関心がある市内に在住の満20歳以上の人(国または地方公共団体の議会の議員を除く)で、次の①②に当てはまる人/①応募日現在で市の他の審議会などの公募委員でない②継続して会議に出席できる
- ▼申し込み 指定の応募用紙(商工課(谷津2-1-50プラザ22内)にある。ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、小論文(600字以上800字以内・題目「私が考える上尾の産業振興について」)を添えて、直接か郵送、またはメールで7月31日(火)まで(必着)に商工課(〒362-0042谷津2-1-1)

50プラザ22内・☎s256000@city.ago.jg.jp)へ

※8月中旬に書類選考の上、全員に結果を通知します。

市食育推進計画策定委員を 募集します

健康推進課 ☎774-1411
☎776-7355

- 市では平成24・25年度で食育推進計画を策定します。そこで食育推進計画の内容を審議する策定委員を市民の皆さんから募集します。
- ▼応募資格 市内に在住で食育に関心があり、年に数回の会議に出席できる人
- ▼募集人数 2人
- ▼任期 平成26年3月31日(月)まで
- ▼申し込み 指定の応募用紙(健康推進課(保健センター内)・本庁舎総合案内にある。ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、「私が普段から行っている食育について」を400字詰め原稿用紙2枚以内(まとめたものを添えて、直接か郵送またはメールで7月31日(火)まで(必着)に健康推進課(〒362-0074春日2-10-33・☎s178000@city.ago.jg.jp)へ

※8月上旬に書類選考の上、全員に結果を通知します。





混雑時のごみ搬入

⇒西貝塚環境センター(☎781-9141・☎781-9166)

毎週月曜日、祝日や年末年始の前後などは、ごみを持ち込む人が多く、環境センター内は大変混雑し、搬入までに長時間(約2時間)かかることがあります。ごみを捨てる時は、以下の事に注意してください。

●混雑防止のため、ごみ集積所に出せるものは集積所に出すか地域リサイクルに出す

●持ち込みの際は、ごみの分別をしてから来場する

●場内は滑りやすいので、サンダルでの来場は控える

●ごみの減量を心掛ける

※混雑時は定期収集車が優先になりますので、ご理解ください。

市有地・市土地開発公社所有地の公売

⇒用地管財課(☎775-5115・☎775-9819)

●物件の概要(市有地)

- ①向山三丁目21番4
雑種地 173.84平方[㍍]
- ②原市北一丁目23番10
宅地 146.00平方[㍍]
- ③壱丁目35番5
雑種地 132.95平方[㍍]

●物件の概要(公社所有地)

- ①中妻五丁目4番6
雑種地 229.00平方[㍍]
- ▶公売方法 一般競争入札
- ▶入札日 7月19日(木)
- ▶入札場所 市役所5階入札室
- ▶価格 公売案内書参照

※公売案内書(一般競争入札執行要領、物件調書、入札参加申込書などの案内)は、7月3日(火)から用地管財課(市役所4階)、各支所・出張所で配布します。市ホームページにも掲載します。市所有地、公社所有地が別冊子になっていますので注意してください。

▶申し込み 7月3日(火)~13日(金)午前9時~午後5時に直接用地管財課へ
※土・日曜日、祝日は除きます。

市長へのはがき —あなたの声を市政に—

自治振興課

☎775-45339
☎775-9819

市民の皆さんから寄せられる多くの意見を出来るだけ市政に取り入れ、皆さんと共に「心のふれあい、やさしさを大切にした活力ある豊かな上尾」をつくりたいと願っています。市に対して感じていることや、望むことなどを「市長へのはがき」でお聞かせください。

昨年度は、477件の貴重な意見を頂きました。意見の内訳は、健康・福祉・医療関係が72件、環境・安全・みどりに関するものが148件、保険・年金・税・証明関係が10件、まちづくり・基盤整備関係が50件、教育・文化・スポーツ関係が68

件、産業・経済関係が5件、救急・消防関係が1件、行財政・窓口接遇に関するものが30件、その他が93件でした。このうち、市ホームページを利用して電子メールで送られたものは222件でした。

「市長へのはがき」は、総合案内窓口(市役所1階)や各支所・出張所、図書館、市民体育館、文化センター、コミュニティセンター、イコス上尾に設置しています。

市政相談委員制度をご利用ください

自治振興課

☎775-45339
☎775-9819

市政に対する苦情があるとき、苦情を市政相談委員が受けて、公正・中立的な立場で処理します。行政の制度に問題がある場合は、市に改善

や是正を促す制度です。

▼申し立てできる人 市政に対する苦情で直接利害のある人(原因になった事実があった日から1年以内のものに限る)

▼手続き 市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、郵送または直接自治振興課(市役所4階、〒362-8501本町3-1-1)か各支所・出張所へ

7月9日から外国人住民の国民健康保険資格適用範囲が拡大

保険年金課国保資格
課税担当
☎775-51336
☎775-9827

住民基本台帳法の一部改正により、国民健康保険の外国人住民への適用範囲が拡大します。

今までは、在留期間が1年未満の外国人住民は国民健康保険に加入で

きませんでした。7月9日(月)から在留期間が1年未満でも、3カ月以上の在留期間を認められた外国人住民は国民健康保険に加入することができます。

本庁舎、上尾駅出張所、尾山台出張所 7月7日(土)は業務を休みます

↓庶務課(☎775-4963・☎775-9819)、自治振興課(☎775-4539・☎775-9819)

市役所本庁舎1・2階(社会福祉課、資産税課を除く)の窓口、上尾駅・尾山台出張所は、土曜日も業務を行っています。7月7日(土)は外国人登録法廃止に伴う電算処理のため業務を休みます。



節電にご協力ください

今夏も電力供給が厳しくなると見込まれ、昨年に続き政府は節電への取り組みを呼び掛けています。

市では、冷房需要の高い7～9月の使用電力の削減を行います。また電気料金値上げに伴い、節電は電気料金の節約もできますので、昨年に引き続いて、各家庭で無理のない範囲での節電へのご協力をお願いします。



家庭で実践できる節電対策を一部紹介しますので、活用してください。

- 始めよう節電対策**
- **室内で過ごすときの節電**
エアコンの室温は28度を目安にすだれやよしずなどを上手に活用しましょう。グリーンカーテンも効果があります(市の奨励金制度あり)。
あまり暑くない時は、扇風機を使いエアコンの使用は控えましょう。
 - **冷蔵庫の節電**
扉の開け閉めは短く・少なく、詰め込み過ぎに注意しましょう。省エネ型冷蔵庫への買い換えも効果的です。
 - **照明の節電**
人のいない所は照明を消すなど、小まめに消灯しましょう。
 - **テレビの節電**
省エネモードを活用し、見ない時は電源スイッチで消すことで待機電力を減らしましょう。
 - **トイレの節電**
夏は暖房便座のスイッチを切るか、少なくともふたは閉めておきましょう。

↓環境政策課(☎775-6925・FAX775-9927)

ことしの夏も

節電の夏

熱中症に気をつけましょう

気温が35度を超えると熱中症とみられる症状で救急搬送される人が急増します。家の中でじっとしていても、室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。熱中症予防は水分の小さな補給が効果的です。喉が渇いていなくても、小まめに水分を取りましょう。

激しい運動や作業などで多量に汗をかいた時は、水分と共に塩分を含む飲料を取りましょう。体調によって水分・塩分摂取に不安がある人は、医者と相談してください。

7月の関東甲信越地方の気温は、平年並みまたは平年よりも高いと予報されています。またことしも引き続き、夏場の電力不足が懸念されており、節電を意識した生活をすることが求められます。熱中症対策と節電への協力をお願いします。

⇒健康推進課

(☎774-1411・FAX776-7355)

万々に備える「上尾市緊急医療情報キット」の配布を始めます

⇒消防本部警防課(☎775-1312・FAX775-2230)

高齢者の一人暮らしの人と重度の障害のある人の安心・安全な暮らしの一環として、「上尾市緊急医療情報キット」を配布します。

「上尾市緊急医療情報キット」は、万一の災害や急病に備え、医療情報を記入した用紙を筒状の容器に入れ、家庭にある冷蔵庫に収納し、緊急の場合に役立てるためのもので、無料で配布します。

▼対象 市内に住所がある、次の①か②に該当する人／①65歳以上の単身世帯②重度の障害がある(希望する人)

▼配布方法 ①65歳以上の単身世帯Ⅱ各地区の民生委員から順次配布予定②重度の障害のある人Ⅱ市役所障害福祉課(市役所2階①番窓口)で8月から配布します。

■問い合わせ

●65歳以上の単身世帯の人

↓消防本部警防課(☎775-1312・FAX775-2230)

30)、高齢介護課(☎775-15124・FAX776-8872)

2)

●重度の障害のある人

↓障害福祉課(☎775-15122・FAX776-8872)

122

↓障害福祉課(☎775-15122・FAX776-8872)

122

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

↓ 保険年金課高齢者医療担当 ☎ 775-5125
(市役所1階10番窓口) ☎ 775-9827

保険料率が改定

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに保険料率を決めることになっており、平成24・25年度の県の新しい保険料率が決まりました(表1参照)。平成24年度から年間保険料額の上限は55万円になります(平成23年度までの上限額は50万円)。これに基づく平成24年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は、7月中旬に郵送します。

保険料は、全ての被保険者に掛かります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。均等割額と所得割率は、原則として県内均一です。

年金天引きから口座振替へ変更できます

保険料が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きが開始される人は、支払い方法を口座振替に変更できます(年金天引きを希望する場合は、手続き不要)。

※「年金天引き」「口座振替」のどちら

も、支払う保険料額は同じです。

■変更手続き

①後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書②口座振替依頼書(①②とも保険年金課にある、郵送も可)に必要な事項を記入の上、保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を用意して、保険年金課へ

■留意点

●年金天引きの場合は、保険料が年金受給者自身の社会保険料控除になります。●変更手続きをしてから、年金天引きを中止するまでには3、4カ月かかります。

【表1】保険料(均等割額、所得割率)の比較

区分	平成22・23年度	平成24・25年度	比較
均等割(被保険者が等しく負担)	(年間)40,300円	(年間)41,860円	(年間)1,560円増
所得割(被保険者の所得に応じて負担)	7.75%	8.25%	0.5%増

●支払い方法を口座振替に変更した後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、年金天引きに戻すことがあります。

新しい保険証を7月下旬に郵送

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(水)に更新になるので、新しい保険証を7月下旬に郵送します。記載内容(住所、氏名など)と裏面の注意事項を確認してください。

有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する時の窓口負担割合が記載されています。この割合は、世帯状況と平成23年中の市・県民税の課税標準額に応じて判定します(表2参照)。

現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表3参照)。該当する場合、医療機関などで受診する時の窓口負担割合が1割になりますので、保険年金課へ申請してください。※申請には、保険証と確定申告書の写しなど収入が分かる物(公的年金以外の収入のある人)が必要です。

【表2】負担割合を判定する所得基準

区分	市・県民税課税標準額	医療機関の窓口負担
一般・低所得者	145万円未満	1割
現役並み所得者	145万円以上	3割

※一般所得者は住民税課税世帯、低所得者は住民税非課税世帯です。※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

【表3】後期高齢者医療制度・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額(必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人(同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満	



国民健康保険加入者の皆さんへ

↓保険年金課国保資格・課税担当 ☎775-5136
(市役所1階8番窓口) ☎775-9827

新しい高齢受給者証(藤色)を7月下旬に郵送

国民健康保険(国保)高齢受給者証(藤色)は、8月1日(水)に更新になりますので、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた高齢受給者証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

国保加入者は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から75歳の誕生日の前日まで、高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、1割(平成25年4月からは2割)または3割負担になります。負担割合を判定する所得基準は後期高齢者医療制度と同様です(8ページ表2参照)。負担割合の判定は、同一世帯に属する70~74歳の国保加入者の所得を基に行うため、同一世帯の人は同じ負担割合になります。*75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することになります。

■負担割合の再判定

現役並み所得者(3割負担)でも、

収入を考慮した再判定基準が設けられています(表4参照)。

該当する人は、①国保被保険者証(保険証)②国保高齢受給者証③公的年金以外の収入がある人は、確定申告書の写しなど収入の分かる物を用意して、保険年金課へ申請してください。

同一世帯内の70歳以上の人が国保に加入・脱退した時や、所得額の変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。

*医療機関にかかる時は、保険証と高齢受給者証を提示してください。

【表4】国保・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
70~74歳の国保加入者が2人以上	該当者の収入合計が520万円未満	1割負担 (平成25年4月以降は2割)
70~74歳の国保加入者が1人	383万円未満	
70~74歳の国保加入者が1人、かつ同一世帯内に後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者を含めた収入合計が520万円未満	後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者がある	

年金天引きから口座振替へ変更できます

国民健康保険税が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きされる人(7月上旬に発送する納税通知書で確認してください)は、支払い方法を口座振替に変更できます(年金天引きを希望する人は手続き不要)。

*「年金天引き」と「口座振替」のどちらでも支払う年税額は同じです。

■変更手続き

①特別徴収中止申出書②口座振替依頼書に必要事項を記入して、国保保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を用意して、保険年金課へ

*必要な書類は保険年金課にあります(郵送可)。

■留意点

●年金天引きの場合、納付された保険料は年金受給者自身の社会保険料控除になりますが、口座振替の場合は口座振替で支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になることがあります。

●変更手続きをしてから、年金天引きを中止するまでには3、4カ月かかります。

●これまで支払い方法が口座振替で新たに年金天引きされる人が、引き続き口座振替を希望するときはあらためて変更手続きが必要です。

個別検診のお知らせ

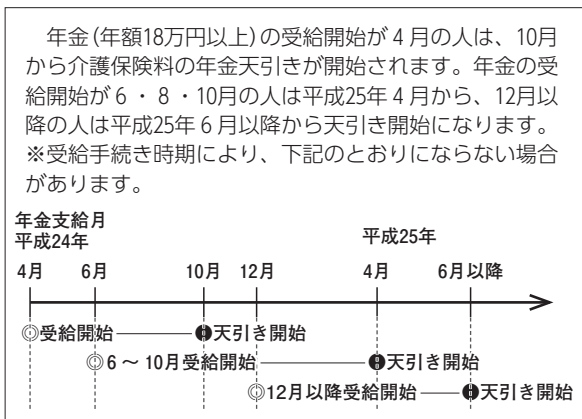
⇨健康推進課 (☎774-1411・☎776-7355)

今年度から対象者全員に受診券を郵送しています。受診前にあらかじめ医療機関に予約し、受診時には必ず医療機関に受診券を提示してください。受診結果は受診した医療機関で確認してください。

- ▶期間 7月1日(日)~12月28日(金)
- ▶場所 市内実施医療機関
- ▶対象 大腸がん検診/40歳以上の人、子宮がん検診/20歳以上の女性(2年に1回)、前立腺がん検診/50歳以上の男性、骨粗しょう症検診/20歳以上70歳以下の女性(5年に1回)、肝炎ウィルス検診(B型・C型)/40歳以上で今までに受けたことのない人
- *対象の年齢は平成25年3月31日(日)時点の年齢です。
- ▶費用 受診券に記載
- *詳しくは『上尾市健康カレンダー』をご覧ください。



【図1】特別徴収(年金天引き)の開始時期



介護保険

65歳以上の皆さんへ

高齡介護課 ☎775-5127
☎776-8872

7月上旬に介護保険料納入通知書を郵送

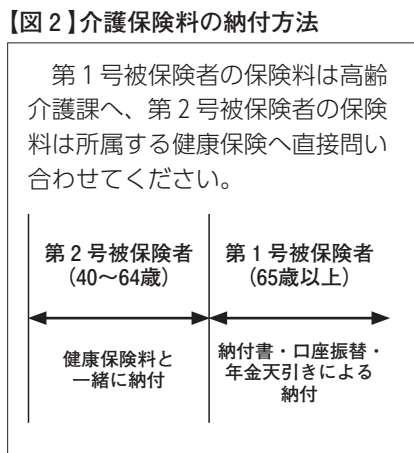
第1号被保険者(65歳以上)へ「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。

平成24年度中に65歳を迎え、老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金の受給が6月以降に始まる人は、平成25年2月までは普通徴収(納付書(コンビニ)での納付可)か口

Q 特別徴収になっていますが、4

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が保険料を納めることになっていきます。皆さんが負担する保険料で介護保険事業を運営しています。介護が必要になったときに安心して利用するためにも保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると介護サービス利用の際に、給付を制限することがありますので、注意してください。

介護保険料Q&A



座振替)で納付し、平成25年4月以降に特別徴収(年金天引き)が始まります(図1参照)。

第2号被保険者(40~64歳)は加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています(図2参照)。

6月の保険料はどのように決まるのですか?

A 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降の期間で調整します。

Q 特別徴収されていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか?

A 介護保険料が特別徴収になっている人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、注意してください。

介護保険料・後期高齢者医療保険料 コンビニで納付できます

高齡介護課 ☎775-5127・☎776-8872
保険年金課 ☎775-5125・☎775-9827

介護保険料の納付で困ったときは、高齡介護課(市役所2階③番窓口)へ相談してください。

保険料の納付相談

取り扱えるコンビニエンスストア(50音順)

エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、M&K設置店(NEW DAYSなどの公共料金収納受付取扱店)

※次の①~⑤の場合は、コンビニでの納付はできません。金融機関などを利用してください。

- ①バーコードが印字されていない
 - ②納付書1枚当たりの金額が30万円を超える
 - ③取り扱い期限が過ぎた
 - ④金額の訂正がある
 - ⑤傷、汚れなどでバーコードが読み取れない
- ※納付は便利な口座振替もあります。

岩手県の一部の市町村では、東日本大震災により避難している人も避

東日本大震災で他地域に避難している住民の皆さんの特定健康診査・後期高齢者健診

保険年金課管理担当 ☎775-5136
高齡者医療担当 ☎775-5125
☎775-9827

岩手県の一部の市町村では、東日本大震災により避難している人も避



難先で「特定健診」「後期高齢者健診」を受けることができます。

▼対象 国民健康保険か後期高齢者医療制度の加入者で、次の市町村から住民票を異動しないで他地域に避難している人

盛岡市、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、紫波町、矢巾町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、洋野町、野田村、一戸町

▼受診期間 平成25年3月31日(日)まで

▼手続き ①避難元の市町村または岩手県後期高齢者広域連合に「健診を受診したい」という連絡をする
②避難元の市町村から、(ア)受診券(イ)健診実施機関一覧表(ウ)昨年度の健診結果——が送付される
③実施機関一覧表に掲載されている健診機関に予約する

▼検査内容 特定健診の基本項目に沿った身体測定、血圧測定、尿検査など

※詳細な健診項目(心電図・眼底検査・貧血検査)は医師が必要と認めた場合に行います。

※市町村で独自に追加している項目やがん検診などは除きます。

▼問い合わせ 国民健康保険加入者は保険年金課管理担当、後期高齢者は

【表】支給額(月額)

児童数	全部支給	一部支給
1人	4万1,430円	4万1,420円 ～ 9,780円
2人	4万6,430円	(4万1,420円) ～ 9,780円) +5千円
3人以上	1人につき3千円を加算	

▼対象 おおむね次の①～⑥のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの児童(一定の障害がある児童の場合は20歳未満まで)を監督・保護・養育している父または母もしくは養育者(所得制限・公的年金の受給制限などあり)／①父母が離婚した②父または母が死亡した③父または母が重度の障害の状態にある④父または母に1年以上遺棄さ

●児童扶養手当

父または母と生計を別にしていて児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

こども支援課
☎77515120
☎77415342

医療保険加入者は高齢者医療担当へ

市民体育館の指定管理者を募集します

⇒スポーツ振興センター(☎781-8112・☎781-8113)

平成25年4月のリニューアルオープンに合わせ、利用者サービスのさらなる向上のために指定管理者制度を導入します。これに伴い、市民体育館の管理運営を行う民間事業者やNPO法人などの団体を募集します。

《市の取り組み状況》

市では、平成15年度から指定管理者制度の導入に取り組んでおり、現在では健康プラザわくわくランド、恵和園や児童館などの14施設、上尾丸山公園などの都市公園で指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

《市民体育館への指定管理者制度導入》

市民体育館へ指定管理者制度を導入することで、民間事業者などのノウハウを生かし、より質の高い事業の開催など、サービスの向上が見込まれます。

同制度を導入しても当初からの設置目的は変わりません。市は管理運営を適切に行っているかチェックし、利用者の皆さんに不便をお掛けすることはありません。

▶申し込み 8月17日(金)に直接スポーツ振興センター(向山4-3-10市民体育館内)へ

※詳細は、市ホームページに7月20日(金)から掲載する指定管理者募集要項をご覧ください。

れている⑤父または母が法令により1年以上拘禁されている⑥母が婚姻によらず出産した

▼支給額 上表のとおり

●ひとり親家庭等医療費 医療費の一部を支給することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための制度です。

▼対象 次のいずれかに該当する人(所得制限や年齢要件などあり)／①

児童扶養手当受給資格者(前記、児童扶養手当欄を参照)②①以外のひとり親家庭の父または母(養育者)と児童

▼助成額 入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額

※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請する人の状況によって異なります。事前にこども支援課(市役所2階⑤番窓口)へ問い合わせてください。



平方祇園祭

どろいんきょ

県指定
無形民俗文化財

7月15日(日)



上尾夏まつり

7月14日(土)
15日(日)

⇨上尾夏まつり実行委員会

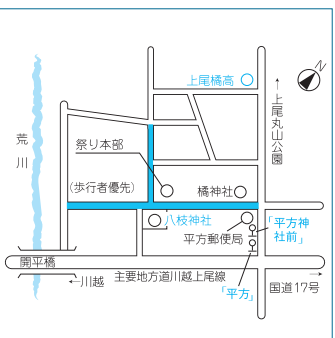
(上尾商工会議所内、TEL773-3111・FAX775-9090)

⇨生涯学習課 (TEL775-9496・FAX776-2250)



▶とき 7月15日(日)正午～午後6時30分
▶ところ 八枝神社(平方)周辺
▶内容 「平方祇園祭のどろいんきょ行事(平方のどろいんきょ)」は、平方上宿地区で悪疫退散・五穀豊穡を祈願して白木造りの「いんきょ」(神輿)を若衆たちが担ぎ回って民家の庭などで転がし、水をまいてどろどろになりながら激しくもみ合う勇壮な祭りです。

▶交通 JR上尾駅西口から、市内循環バス“ぐるっとくん”「平方循環」「東西循環」で「平方神社前」バス停下車、または東武バス平方方面行で「平方」バス停下車
※県立上尾橋高校の駐車場が臨時駐車場になります。



交通規制区域(開催時間内)

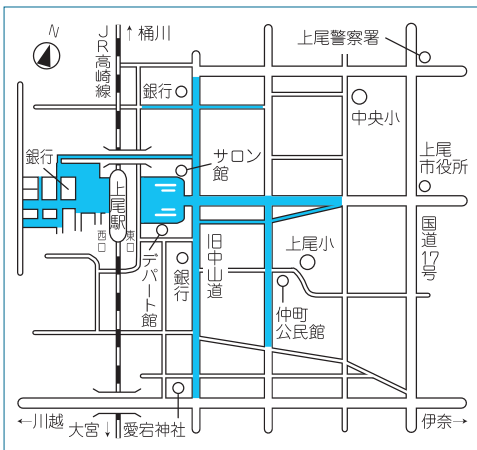
上尾の熱い夏



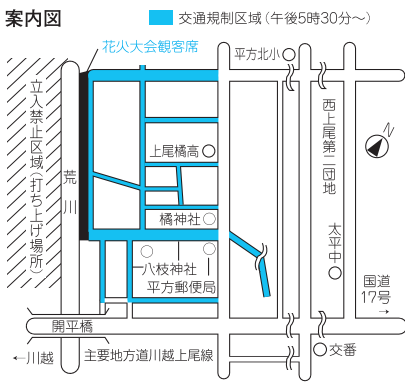
上尾夏まつり実行委員会では、毎年恒例の「上尾夏まつり」を開催します。14日は町内の神輿の渡御、15日は正午から下図の交通規制区域内で、8町内の神輿の渡御、山車・引き太鼓などを行います。

▶とき 7月14日(土)・15日(日)

▶ところ JR上尾駅周辺



交通規制区域
●東口周辺 15日(日)正午～午後9時30分(片付け終了時まで)
●西口周辺 15日(日)午後6時45分～8時45分



※当日会場付近では交通規制を行いますので、注意してください。
⇨あげお花火大会実行委員会(市観光協会内、TEL775-5917・FAX775-5024)

8月4日(土)

第17回 あげお花火大会

あげお花火大会実行委員会では、ことし夏の夜の風物詩「あげお花火大会」を盛大に開催します。夜空を華やかに彩る花火を見ながら、夏の思い出をつくりませんか?
▼とき 8月4日(土)午後7時～
※雨天の場合は11日(土)です。
▼ところ 平方荒川河川敷(リバーサイドフェニックスゴルフクラブ周辺)
※JR上尾駅西口から会場付近まで、午後4時から臨時バス(有料)を随時運行します。





上尾市公式ソーシャルメディア ツイッター、フェイスブックを複数の部署で 運用開始！

⇒広報課(☎775-4918・☎776-8873)

市では公式ツイッターを平成23年7月から開始し、市長が自らつぶやくスタイルで好評です。さらに6月1日から右記アカウントで各ソーシャルメディアを開始しました。

市ホームページトップページ右側にあるバナー「上尾市公式ソーシャルメディア」からアクセスできますので、ぜひご利用ください。



「上尾市公式ソーシャルメディア」
バナー

ツイッター (Twitter)

- ・上尾市総合政策課 (@Ageo_sougou)
- ・上尾市広報課 (@Ageo_kouhou)
- ・上尾市市民安全課 (@Ageo_anzen)
- ・上尾市生涯学習課 (@Ageo_shogaig)
- ・上尾市図書館 (@Ageo_tosho)
- ・上尾市子どもの読書活動支援センター (@Ageo_kodomodoku)

フェイスブック (Facebook)

- ・上尾市のアッピーです！ (<http://www.facebook.com/Ageoappy>)
- ・上尾市広報課 (<http://www.facebook.com/Ageokouhou>)
- ・自転車のまち“あげお” (<http://www.facebook.com/Ageobicycle>)
- ・読み聞かせのまち あげお 上尾市図書館 (<http://www.facebook.com/ageokodomodokusho>)

歓声を上げる子どもたち



撮影場所：太平中学校

撮影： 墨田 満さん(小敷谷)

フォト ニュース

5月21日
金環日食がありました
～上尾の子どもたち それぞれの朝～

首都圏で観測できるのは173年ぶりの金環日食。天候に恵まれ、上尾市でも観察することができました。午前7時半ごろという時間のため、市内では登校時刻を遅らせる学校や、早めに集合して一斉に天体観測を行う学校がありました。当日は市内の各所で、日食観測グラスを携えて世紀の天体ショーを楽しむ姿が見られました。



撮影場所：大石北小学校